

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合規則

昭和 55 年 12 月 26 日規則第 2 号

最終改正 令和 5 年 4 月 18 日規則第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合互助組合に関する条例（昭和 55 年条例第 9 号。以下「条例」という。）に基づき、職員の福祉の増進を図るため、互助組合の組織及び業務について定めることを目的とする。

(組合の名称)

第 2 条 この組合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合（以下「組合」という。）という。

(組合の事業)

第 3 条 組合の事業は、次のとおりとする。

- (1) 互助給付
- (2) その他福利事業

(組合の事務所)

第 4 条 組合の事務所は、羽村・瑞穂地区学校給食組合内に置く。

(組合の管理)

第 5 条 組合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者（以下「管理者」という。）がこれを統理する。

第 2 章 組合員

(組合員の範囲)

第 6 条 組合の組合員の範囲は、羽村・瑞穂地区学校給食組合に勤務する者で、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号。以下「給与条例」という。）の適用を受けている職員（以下「職員」という。）及び条例第 1 条の規定により管理者の指定を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、組合員としない。ただし、定年前再任用短時間勤務職員を除く。

- (1) 常時勤務に服しない者
- (2) 臨時に使用される者

(組合員の資格の得喪)

第7条 職員は、その職員となつた日（派遣職員については、その発令の日。以下同じ。）から組合員の資格を取得する。

2 組合員は、次に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 退職（免職及び失職を含む。以下同じ。）したとき。

(3) 派遣を解除されたとき。

(組合員である期間)

第8条 組合員である期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月を以つて終るものとする。

(組合員の非請求権)

第9条 組合員又は組合員であつた者は、この規則で定めるものを除き、組合に対し何等の請求をすることができない。

第3章 組合費

(組合費)

第10条 組合員は、組合の給付その他の費用に充てるため、組合費を負担する。

2 前項の規定により組合員が負担する組合費の額は、その給料に1,000分の5を乗じて得た金額とする。

第11条 組合費算定の基準となるべき給料は、給与条例第3条に規定する給料表に掲げる額又はこれに相当する給与をいう。

2 月の中途において組合員の資格を取得したときは、その月の組合費を負担し、月の中途において組合員の資格を喪失したときは、その月の組合費は負担しない。

第4章 互助給付

(組合の給付)

第12条 組合は、組合員の災害、死亡、傷病、結婚、出産、勤続若しくは退職又は被扶養者等の死亡、出生、就学等に関して第18条から第25条に規定する給付を行なう。

2 前項に規定する給付のうち第18条、第19条、第21条、第22条及び第23条に係るものについては、組合員の申請に基づき支給する。

3 組合員は、前項に規定する給付を受けようとするときは、給付事由発生の日から起算して1年以内に、別に定める申請書を提出しなければならない。

4 発生した給付事由について、前項に規定する期限内に申請書が提出されないときは、当該給付事由に係る給付を受ける権利は消滅する。

(被扶養者)

第13条 この規則において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものをいう。

(給付を受けるべき遺族の範囲)

第14条 第12条の規定により給付を受けるべき組合員の遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 組合員の配偶者

(2) 組合員の子、父母、孫及び祖父母で組合員が死亡当時主として、その収入によつて生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者を除く外、組合員が、死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

(4) 組合員の子、父母、孫及び祖父母で第2号に該当しない者

(給付を受けるべき遺族の順位)

第15条 組合員が、死亡した場合において給付を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順位とする。ただし、前条第2号又は第4号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順位とする。

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にする。

(同順位者が2名以上あるときの給付)

第16条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、その給付はその人数により等分して給付する。

(給付の制限)

第17条 組合員又はその被扶養者が次の各号の一に該当する場合には、給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 故意又は重大な過失により給付原因たる事由を生ぜしめたとき。

(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定により救助を受けるとき。

(3) その他組合員の義務に違反したとき。

(災害見舞金)

第18条 組合員が火災、水震その他の非常災害によつてその住居又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて別表第1に掲げる災害見舞金を支給する。

(傷病見舞金)

第19条 組合員が療養のため10日以上入院を要する場合は、その傷病の程度に応じて別表第2に掲げる基準により、傷病見舞金を支給する。ただし、同一の疾病又は負傷に対し、1回とする。

(弔慰金)

第20条 組合員、被扶養者及びこれらに準ずる者が死亡したときは、次に区分により弔慰金を支給する。

(1) 組合員

組合員期間5年未満の者	5万円
組合員期間5年以上10年未満の者	6万円
組合員期間10年以上15年未満の者	8万円
組合員期間15年以上20年未満の者	10万円
組合員期間20年以上30年未満の者	12万円
組合員期間30年以上の者	15万円

(2) 配偶者及び子

3万円

(3) 実父母、同居の父母

1万5千円

2 前項第1号から第3号により弔慰金を受ける場合においては、献花料として、5,000円を支給する。

(結婚祝金)

第21条 組合員が結婚したときは、結婚祝金として2万円を支給する。

(出生祝金)

第22条 組合員又は組合員の配偶者が分べんしたときは、出生祝金として1万円を支給する。

(就学祝金)

第23条 組合員の被扶養者について、学校教育法(昭和22年法律第26号)第

22 条又は同法第 39 条による就学が決定したときは、就学祝金としてその子 1 人につき 1 万円を当該組合員へ支給する。

2 前項の規定により支給された祝金は、支給の原因となつた子が入学できなかつたときはこれを返還しなければならない。

(せん別金)

第 2 4 条 組合員が、死亡以外の原因により組合員たる資格を喪失したときは、次の区分によりせん別金を支給する。

- (1) 組合員期間が 1 年以上 3 年未満の者 1 万円
- (2) 組合員期間が 3 年以上 10 年未満の者 2 万円
- (3) 組合員期間が 10 年以上 20 年未満の者 4 万円
- (4) 組合員期間が 20 年以上 30 年未満の者 7 万円
- (5) 組合員期間が 30 年以上の者 10 万円

2 組合員が資格を喪失した同日に再び資格を取得した場合は、資格の継続とみなし、当該日にせん別金は支給しない。

3 退職により組合員の資格を喪失してせん別金を受けた者が、再び組合員の資格を取得した後に退職したときのせん別金は、再び組合員となり退職するまでの区分に応じて支給する。

(永年組合員祝金)

第 2 5 条 組合員の資格を得てから 15 年、25 年及び 35 年に達した者にそれぞれ永年勤続祝金として 3 万円を支給する。

第 5 章 福利事業

(福利事業)

第 2 6 条 組合は、前章に規定する給付を行なう外、組合員の福祉を増進するため、次の各号に掲げる福祉及び厚生に関する事業を行なう。

- (1) 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営
- (2) 組合員の生活必需物資の購入及び販売
- (3) その他組合員の福祉増進のため必要な事業

2 前項の事業の実施に関して必要な事項は、管理者の承認を得て組合長が定める。

第 6 章 役員

(組合長、理事及び監事)

第27条 組合に組合長、理事及び監事を置く。

2 組合長は、理事の中から管理者が任命する。

3 理事の定数は7名とし、そのうち4名は組合員の選挙により、他の3名は管理者が選任する。

4 監事の定数は2名とし、そのうち1名は組合員の選挙により、他の1名は管理者が選任する。

(組合長の権限及びその代理)

第28条 組合長は、管理者の命を受け組合の常務を統轄し、組合を代表する。

2 組合長に事故があるとき、又は組合長が欠けたときは、あらかじめ組合長が指定する理事がその職務を代理する。

(監事の監査権)

第29条 監事は、組合の経営に係る事業の管理及び組合の出納その他の事務の執行を監査する。

2 監事は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて前項の規定による監査をしなければならない。

3 監事は、監査の結果を管理者及び組合長又は理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第30条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、補選する。補選された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の書記)

第31条 組合に書記若干名をおき、組合長が管理者の承認を得て職員のうちから任免する。

2 書記は、組合長の命を受けて、庶務に従事する。

第7章 会議

(総会)

第32条 総会は、毎年1回組合長がこれを招集する。

2 組合員の3分の1以上から会議に付議すべき事件を示して、臨時会招集の請求があつたとき、その他必要と認めるときは、組合長は、これを招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第33条 総会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算を定めること。
 - (2) 決算を認定すること。
 - (3) 予算で定めるものを除き、新たに義務を負担し又は権利を放棄すること。
 - (4) 積立金の設置及び処分に関すること。
 - (5) 福祉事業の方策に関すること。
 - (6) その他組合長が必要と認め付議する事項
- (定足数)

第34条 総会は、組合員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 総会の議事は、出席組合員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第35条 理事会は、組合長及び理事をもつて構成し、必要に応じて組合長が随時これを招集する。

- 2 理事会は、その構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを定める。

(理事会の協議事項)

第35条の2 理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 事業の運営に関すること。
 - (3) その他特に必要と認める事項に関すること。
- (議長)

第36条 総会の議長は、組合員のうちから選出し、理事会の議長は組合長がこれにあたる。

- 2 議長は、議会の秩序を保持し議事を整理し事務を統理する。

第8章 会計

(組合の事業年度及び会計)

第37条 組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 組合費の徴収、財産の管理、その他会計事務及び予算に関する事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における組合費の特例)
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、第 10 条第 1 項の規定により組合員が負担する組合費に係る同条第 2 項の適用については、同項中「1,000 分の 5」とあるのは「1,000 分の 4」とする。

附 則 (平成 5 年 6 月 2 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際、第 24 条の次に一条を加える規定及び第 27 条の次に一条を加える規定については、施行日前に既に該当する者にも適用する。

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 16 年 5 月 13 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 17 年 5 月 13 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 17 年 12 月 22 日規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 4 月 18 日規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項

の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合規則第6条第2項の規定を適用する。

3～8 (略)

別表第1（第18条関係）

損 害 の 程 度	災 害 見 舞 金
住居及び家財の全部が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき	150,000円
住居及び家財の2分の1以上が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき	100,000円
住居及び家財の3分の1以上が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき	50,000円
住居及び家財に前号のいずれにも該当しない損害で相当の損害を受けたとき	20,000円

別表第2（第19条関係）

傷 病 の 程 度	傷 病 見 舞 金
入院10日以上20日未満	10,000円
入院20日以上50日未満	20,000円
入院50日以上90日未満	30,000円
入院90日以上	50,000円